

第26期東京都自然環境保全審議会  
第5回鳥獣部会  
速 記 録

令和7年6月23日（月）午後3時30分～  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

○古館計画課長 お待たせいたしました。少し定刻を過ぎてしまっておりますけれども、第5回鳥獣部会を開始させていただきます。

今回事務局を務めさせていただきます環境局自然環境部計画課長の古館と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はウェブでの開催となりますので、初めに注意事項を申し上げさせていただきます。

都庁の通信環境の状況によりましては、映像や音声途切れる場合がありますので、あらかじめ御了承いただければと思います。何か不具合等がございましたら、事務局に御連絡をお願いいたします。

続いて、会議中のお願いになりますが、会議中は常にカメラをオフにいただき、マイクにつきましてはミュートの状態としていただければと思います。御発言の際にはZoomの挙手機能を使用してお知らせいただければと思います。部会長が指名しましたら、カメラをオンにして、ミュートを解除して御発言いただきますようお願いいたします。

続きまして、本日の定足数について御報告申し上げます。

本日は相原委員が欠席されております。

鳥獣部会に所属する委員、臨時委員7名中6名の方に御出席いただいておりますので、規定により会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本日は傍聴の申出はございませんので、お知らせさせていただきます。

それでは、山崎部会長、審議の開会をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎（晃）部会長 部会長の山崎です。

それでは、これより第26期東京都自然環境保全審議会第5回鳥獣部会を開催させていただきます。

本日の審議案件ですけれども、諮問第497号「奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」となります。

では、初めに事務局から本日の資料の御確認をお願いいたします。

○古館計画課長 承知いたしました。事前に送付しております資料の確認をさせていただきます。

まず資料1「奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」、資料2「東京都指定奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】（素案）」になります。そのほかに参考資料1「鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区について」、参考資料2「第4回鳥獣部会後

の変更点について」、参考資料3「東京都指定奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】（素案）修正見せ消し版」、最後に参考資料4「奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定の意見聴取について」となります。あわせて会議次第と委員名簿をおつけしております。

資料は以上となります。

委員の皆様、資料は大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、資料の確認は以上になります。

○山崎（晃）部会長 資料の御確認ありがとうございました。

それでは、早速審議を始めたいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

○上中野生生物担当課長 野生生物担当課長の上中でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について、資料に沿って御説明申し上げます。

資料1につきまして「奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」を御覧ください。

概要につきましては内容に変更がないため、説明は割愛させていただきます。

次に、スケジュールについて説明申し上げます。こちらは参考3の資料になりますが、前回の部会後に鳥獣保護管理法の第28条第3項、第6項に基づきまして、関係地方公共団体などへの意見照会と、鳥獣保護管理法の第28条第4項に基づきまして、6月6日に指定予定に関する告示を行い、19日まで縦覧を行ったところです。後ほど御説明を申し上げます。そして、今回の2回目の御審議の後、本審議会がありまして、10月に環境省へ届出をして、11月に指定公示となります。

それでは、前回の部会にて、また、その後の委員の先生方からの御指摘及び事務局で修正させていただきました件につきまして、御説明申し上げます。

こちらは参考資料3「東京都指定奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区計画書【指定】（素案）修正見せ消し版」で御説明申し上げます。

まず1ページ目の下の「（5）特別保護地区の指定目的」の箇所です。こちらは山崎部会長からの御指摘事項ですが、イヌワシはこの地域に依存して生活していないと思われるとのことで、赤字の部分で、「生息あるいは一時利用」の表記が望ましいということですので、その旨を記載させていただきました。

また次に、2ページの終わりから3ページにかけてですが、2ページの終わりの「エ 動物相の概要」です。3ページの上の部分で、鳥類33科80種ですが、山崎先生からの御助言で、特定外来の鳥類はその旨記載したほうがよいということと、新たにクマタカを加えておりますので、81種から外来2種を差し引きまして、クマタカ1種を加えて80種となっております。クマタカにつきましては、地元の意見照会でのコメント、野鳥の会でも隣接地区に見られるとのコメントがありました。山崎部会長との事前打合せでの御助言に加えまして、その後、田尻委員からの賛成の御意見を頂きまして、追加させていただいております。

この後、見ていただく、別表2の鳥類リストなのですが、実は日本鳥類目録第7版（2012年9月）が12年ぶりに改訂、昨年9月に日本鳥類目録改訂第8版が発行されていまして、それに合わせて整理させていただきました。その関係で、第7版ではヒタキ科との統合で消えましたツグミ科が復活しましたので、1科増えております。このため鳥類33科の根拠ですが、外来生物1科ソウシチョウ科を引いて、復活したツグミ科1科が加わったため、差引きプラマイゼロで33科のままとなっております。

次に、獣類30種ですが、カワネズミの追加で31種となっております。前回石井委員からのカワネズミがいると思われるとの御指摘で、近年の論文を調べたところ、奥多摩湖に注ぐサイグチ沢で中流域にいることが確実、下流域でも目撃情報がありとありましたので、追加させていただきました。

次に、5ページから10ページまでが、先ほど御説明申し上げました、別表2の鳥類リストでございます。

10ページの注釈を御覧ください。前回の部会にて石井委員から御指摘いただきました赤字ですけれども、「種名または亜種名」の記載根拠を掲載いたしました。同じく留意種の凡例を追加させていただいております。

11ページからが、別表3の獣類リストでございます。

12ページを御覧ください。こちらも石井先生から御指摘いただいた「種名または亜種名」の記載根拠を掲載いたしました。同じく留意種の凡例を追加させていただいております。そして日本野生鳥獣目録に基づきまして、シントウトガリネズミをホンシュウトガリネズミに、モモンガをホンドモモンガに変更しております。また、先ほど御説明申し上げましたカワネズミも追加しております。

以上、変更点につきましては、参考資料2にまとめさせていただいております。

また前回の部会にて、山崎靖代委員から御質問のありました、土地の所有者につきまして、

前回部会にて110ヘクタールのうち、108ヘクタールが水道局水源林、2ヘクタールが小河内神社と民地であるとお答えしましたが、奥多摩町で確認が取れました。

さらに次に、関係地方公共団体への意見照会及び多摩環境事務所と本庁における縦覧につきまして御報告させていただきます。

関係地方公共団体などへの意見照会は皆様賛成でございました。こちらは参考資料4にまとめさせていただいております。

主な意見内容につきまして、御紹介させていただきます。2番の「(4) 主な意見内容」で奥多摩町観光協会、東京都猟友会奥多摩支部、小河内神社からは、「自然涵養林を始めとする森林植物やクマタカやカモシカなどの多種多様な鳥獣類及び自然環境の保護保全等の観点から、引き続き特別保護地区の指定が必要」との御意見でした。

東京都森林組合様からは、「自然豊かで森林の公益的機能が発揮されるとともに、希少な動植物とともに共存を推進するため、引き続き鳥獣保護区特別地区として指定されるよう要望」との御意見でした。

日本野鳥の会奥多摩支部様からは、「オシドリなどカモ類を始めとした水鳥の越冬地として貴重、付近には絶滅危惧Ⅰ類のクマタカの数ペアが生息することもあり、特別保護地区に指定することに賛成」との御意見でございました。

東京都水道局様からは、「水源林の保護及び育成、小河内ダムの運用及び維持管理にも有益に作用するため賛成」との御意見でございました。

西東京農業協同組合様からは、「奥多摩地区には自然を好む観光客が訪れる大切な自然を残していく上で妥当」との御意見でございました。

あと縦覧告示での御意見はございませんでした。

説明は以上になります。

○山崎（晃）部会長 上中課長、御説明ありがとうございました。

今、事務局からも御説明がありましたけれども、リストの部分の変更と、あと主には意見照会の結果だったと思います。

それでは、委員の皆様方から御質問、御意見等がございましたら、Zoomの挙手機能を使って手を挙げていただきたいと思います。こちらから御指名させていただきますので、マイクのミュートを解除してから御発言をお願いいたします。

石井委員、手が挙がっておりますので、よろしくお願いいたします。

○石井委員 ありがとうございます。またリストの件なのですが、哺乳類のリストは

画面に出ますか。見え消しだと12ページになるのかな。リストの種名を決めるときに何か根拠を書いておいたほうがいいというところまでは私は前回言ったと思うのですが、今回採用されたのが日本野生鳥獣目録という2002年に環境省がつくったやつなのです。幾つか問題があって、環境省がつくった目録はちょっと見解が古いのです。昔は別種だったものが同じになっていたり違っていたりということが1つあって、鳥のほうでは鳥類目録の新しいものに準拠しているということなのですが、哺乳類のリストはこれでいくのだということを決めれば、それはそれで1つの考え方なのではけれども、なるべく新しい目録を使おうということになると、哺乳類の場合、日本哺乳類学会がつくっている世界の哺乳類の和名リストがあるのです。これは最新版が2021年です。それを使うという考え方があるのではないかと、いうのが1つ。

それとこの古いというか、日本野生鳥獣目録は種名と亜種名と両方出ていて、この表だとカラムの一番上のところに「種名または亜種名」と出てきますね。これが種名を書くのか亜種名を書くのかということについてどういう規則というか、方針があるのか確認したいのです。というのは、ここにいろいろな動物の名前が並んでいるのですが、種名だったり亜種名だったりしているのです。東京都内の話なので亜種名が問題になることはあまりないので、種名でいいのではないかなと思うのです。それに関して1つ確認なのではけれども、鳥のリストのほうで亜種名を使っているものはありますか。詳しいことは知らないのですが、鳥類目録は種名までしか書いていないのかなと思ったりするのですが、今日、田尻委員はいらっしゃるのですでしたか。

○田尻委員 田尻です。

種和名と亜種和名が同じというようなパターンはあると思いますけれども、種名でいいかなと思います。

○石井委員 ここに実際出てきているものは、種和名と亜種和名が同じものはあるけれども、基本的に種名で統一しているのですか。

○田尻委員 そうです、種名です。

○石井委員 都内でどっちの亜種かというのが問題になるというのは、本土と小笠原と比べれば違うことはあると思うのですが、こういう1つの鳥獣保護区の中で亜種名で書かなければいけないというケースはないのかなと思ったのです。

例えば哺乳類の表に戻ってもらえますか。ホンシュウトガリネズミと出ていますね。一番上の行ですが、これは前にシントウトガリネズミとなっていましたね。シントウトガ

リネズミは本州と四国にいるトガリネズミなのです。それはシントウトガリネズミという種名なのですが、亜種名としてはホンシュウトガリという本州にいるものと四国にいるシコクトガリネズミ、それから佐渡にいるサドトガリネズミという3つの亜種があるのです。ここでは亜種名を使っていますね。例えばタヌキとかキツネは、亜種名でいうと東京にいるのはホンドタヌキと、ホンドギツネかホンドキツネのどちらかですが、それにしなければいけないのです。あるものについては種名を使って、あるものについては亜種名を使っているような混乱と言ったらいいいのか、そういうものがあるので、亜種名をあえて使う必要がない場合には種名にしたほうがいいのかなのというのが1つです。そうすると1行目のところはシントウトガリネズミになる。

あとはネコ科のイタチのところに67番という番号がついていますけれども、ホンドイタチと書いてあります。これはニホンイタチの本州にいる亜種になるのです。これも例えば伊豆大島にオオシマイタチという別の亜種がいるのですが、これはただイタチにするか、または話がややこしいのですが、新しいリストだと種名はニホンイタチという言い方をします。

というように、一つ一つ言っていくといろいろ細かい問題はあるのですが、まず亜種名を書く必要があるかということが1つです。それから、依拠するリストが日本野生鳥獣目録という20年以上前に環境省のつくったものを使っていますが、哺乳類学会が2021年に世界の哺乳類リストといって、亜種名は載っていませんけれども、それをつくっているのです。どちらかというとそっちのほうがいいのではないかなということで、どのリストを使うかということと、このカラムに種名を書くのか亜種名を書くのか、どういう場合に亜種名を使うのかということを決めておく必要があると思います。

そういうような問題があって、例えばテンがありますね。65番です。ただテンと書いてありますが、これは亜種名で書くのだったらホンドテンでなければおかしいということなのです。それがただのテンになっていて、これも新しいリストだとニホンテンという種名がついていたりして、その分野に関わっていないとあまり気にしないことではあるのですが、種名で書くか亜種名で書くかということと、リストは何を使うかということを決めてこのリストをつくったほうがいいと思います。何がいるかというのは一応分かるのであまり本質的ではないかもしれませんが、この際だからそこら辺ははっきり決めておいたらどうかと思いました。

長くなりましたけれども、コメントです。

○山崎（晃）部会長 石井委員、ありがとうございました。

2つですね。根拠とするリストをどこに持ってくるのかというのと、それが決まれば多分亜種、種どちらを使うか決まると思うのです。

○石井委員 環境省のものをを使うと亜種名まで出ているので、亜種名を使う方針もあり得るのですけれども、ただ種名で書いたり亜種名で書いたり一貫性がないので。

○山崎（晃）部会長 統一するということですよ。分かりました。

それでは、まず根拠とするリストです。確かに環境省のリストはもう20年前のものでし、哺乳類学会で2021年の新しいリストが出ていますので、私も新しいリストを採用したほうがいいかなと思いました。この辺りで事務局はいかがですか。

○石井委員 ごめんなさい、もう一つ加えると、東京都のレッドリストがありますね。あらは学会のリストを使っているのです。

○山崎（晃）部会長 2021年のものということでもいいですか。学会というのは哺乳類学会ですか。

○石井委員 哺乳類学会なのですけれども、そこが微妙で、そのときには2018年のリストを使っているのです。東京都のレッドリストは。ところが、2021年にそれを少し変えているというのが今の学会の最新のリストです。いずれにしても東京都のレッドリストは学会のリストを使っている。

○山崎（晃）部会長 分かりました。東京都のレッドリストをつくった時点は学会の2018年、でもその後に学会でそれを改訂したということですね。そうであれば私も哺乳類学会の最新のリストが適当ではないかと思うのですけれども、まずほかの委員の方でこの件について何か御意見があれば承りたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

私も分類が専門ではないのでここら辺は疎いのですけれども、特に御意見はよろしいですか。

そうすると事務局で根拠とするリストを変えても特に大きな問題はないかなと思うのですが、いかがですか。

○上中野生生物担当課長 上中です。

鳥につきましては、日本鳥類目録改訂第8版は全部種名だと思いますので、これでそのままいけるかなと思っています。ただ、表記のところに「種名または亜種名」と書いたもので、こちらは確認して種名だけにすることはいけるのかなと思っています。

一方、獣類につきましては、今、石井先生からの御指摘もありました日本哺乳類学会の世

界の哺乳類リストが2021年だということなので、こちらも最新のほうにして種名でされたほうがより分かりやすいというような御発言だったと思っているので、ただ種名に変えても大きな変化はないと思いますので、場合によってはお時間を頂ければ世界の哺乳類リストで整理し直すことも可能かなと思っています。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。哺乳類学会のリストはホームページにPDFか何かで出ていましたか。

○石井委員 出ています。ホームページに行くと、すぐにリストがダウンロードできるようになっているので。

○山崎（晃）部会長 分かりました。

今、事務局からは種名と亜種名の取扱いについての御提案というか、御意見を頂いたのですけれども、そうすると哺乳類学会の最新の2021年のリストを使って種名を見直すことと、その際獣類について亜種名は含まないで種名で統一するというふうにすれば、鳥類は全て種名ということですので統一性も取れるし、リストも獣類、鳥類とも新しいものになりますので、その方向で進めるということで御提案差し上げたいのですけれども、ただ今日が部会の最終回なのです。ですので事務局でリストをもう一度作り直していただいたものを部会長預かりにするか、あるいは委員にもう一度メール等で回覧いただくか、どちらかで確認していただくことになると思いますけれども、この辺りはいかがですか。事務局でどういうふうにいたしますか。

○上中野生物担当課長 もう一度整理させていただいて、石井先生がお手間でなければ見ていただいた上で、山崎部会長にも確認していただくという流れにさせていただければよろしいかなと思っていますけれども、どうでしょうか。

○山崎（晃）部会長 今、事務局から、最初に石井委員に確認いただいた後に部会長、私にもう一度見せていただいて、それで決定という流れで進めたいということだったのですけれども、ほかの委員の方、御異議等があればお願いいたします。よろしいですか。

そうしたらまず新しいリストを使ってリストを修正していただいて、石井委員、それから部会長という流れで確認して最終案とするということにしたいと思いますので、委員の皆さんから御了承頂いたということで進めさせていただければと思います。

○石井委員 私もそれで差し支えありません。

○山崎（晃）部会長 分かりました。またお手間をかけますけれども、よろしく願いいたします。

○石井委員 カラムの「種名または亜種名」というのはどちらでもいいという解釈だからこのままでもいいですし、今後何か変えたほうがよければ種名でいいと思うのです。

○山崎（晃）部会長 私も種名でいいかなと思いますけれども、この辺りは田尻委員とかいかがですか、種名にしてしまっても問題ないですか。

○田尻委員 鳥については特段問題ないかなと思います。もちろんまれに見られる亜種が混じっていたりしますけれども、気にするほどではないので種名でいいかなと思います。

○石井委員 素人知識ですけれども、ツグミでハチジョウツグミがいますね。

○田尻委員 ハチジョウツグミはたしか種に分かれた、独立種になったような気がします。

○石井委員 では、それなら結構です。

○田尻委員 ちょっと確認しないと分からないですけれどもね。

○山崎（晃）部会長 石井委員も途中でおっしゃっていましたが、奥多摩湖の周辺の種ですので、今のところそういう特別な亜種は含まれていないと思いますので、今回の議論については種名でいいのかなと思いますが、事務局、種名で統一してしまうということによってよろしいですか。

○上中野生生物担当課長 ちなみに鳥類ですと目録8版でオガサワラカワラヒワが亜種だったものが固有に格上げされているので、目録は多分全部種名で統一されているのかなと思っていますので、種名にさせていただければと思っています。

○山崎（晃）部会長 すみません、この件は事務局のほうはよろしいですか。

○上中野生生物担当課長 はい。

○山崎（晃）部会長 分かりました。

それでは、このリストの記載の仕方と根拠についてはもう一度まとめ直していただいてということで進めさせていただきます。

ほかの部分について、ほかの委員の方から御意見等ありましたらお願いいたします。

○石井委員 再指定については賛成ですというのはもう前回確認したのですか。つまり再指定については異議ありませんということです。

○山崎（晃）部会長 私も記憶があれなのですけれども、再指定自体についてはもう一度ここで確認しておいたほうがいいですか。事務局のほうで議事録のそこら辺はいかがでしたか。

○上中野生生物担当課長 事務局の認識としましては、再指定に御賛成いただいたということであるのですけれども、改めて今回もう一回御了解いただいて。

○山崎（晃）部会長 私も再指定については委員の皆さんに承諾いただけたと思っていたの

ですけれども、もう一度それも含めてということになりますけれども、まずその前にほかに御意見があれば。

山崎靖代委員、よろしくお願いいたします。

○山崎（靖）委員 すみません、ささいなことなのですが、意見照会先の④の東京都森林組合のところなのですが、組合長なのか誰なのか分からない、東京都森林組代表理事組合になっているので、そちらの正式名称は多分東京都森林組合代表理事組合長だと思うので、御訂正をいただけるか、もし組合長でなければそういうふうに訂正していただければと思います。

以上です。

○山崎（晃）部会長 山崎靖代委員、ありがとうございました。

事務局、これは記載の問題ですか、それとも組合に対して意見照会したということですか。

○上中野生生物担当課長 こちら頂いている意見書は東京都森林組合代表理事組合長で頂いていますので、今、山崎靖代委員から御指摘がありました点につきましては修正させていただきます。

○山崎（靖）委員 お願いいたします。

○山崎（晃）部会長 では、（２）の④については長が入るということでよろしいですね。分かりました。

ほかの委員の方はよろしいですか。

特になければ時間もそれなりに過ぎていきますので、もう一度確認という形になってしまいますけれども、今回の議案について承諾されるということでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、承認いただけたということで、これで進めさせていただければと思います。

ほかに何かあれば、せつかくの機会ですので御意見に限らずということなのですが、よろしいですか。

○石井委員 1 ついいですか。昔は現地視察をしていたのです。現地視察といっても、本当に行ってただ短時間見てくるだけで、あまり詳しいことは分からないのですが、この再指定についても少し現場に行くのがベストだと思います。行って何かディスカッションするような機会があってもいいなと思いました。

以上です。

○山崎（晃）部会長 ありがとうございます。今回はもう間に合わないと思うのですがけれど

も、今後同じような議案がありましたら、そのときは委員が現地視察できるような機会をぜひ設けていただきたいということで、委員会からの意見として議事録に残しておいていただければと思います。

よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、第5回の鳥獣部会を閉会させていただきます。

事務局から連絡事項などありましたらお願いいたします。

○古館計画課長 古館から今後のスケジュールについて御案内させていただきます。

本日御審議いただきました諮問第497号「奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について」は、御指摘の点等を踏まえまして、次回開催の本審議会で報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

また最後、閉会に当たりまして、今期の鳥獣部会の開催につきましては、本日が最後となります。

今期の鳥獣部会におかれましては、奥多摩鳥獣保護区特別保護地区の再指定、また本日、奥多摩湖鳥獣保護区特別保護地区の再指定について御審議いただきました。本当にありがとうございました。この場をお借りして、事務局より厚くお礼申し上げます。2年間本当にありがとうございました。